

嘉手納町公共交通運行継続支援給付金

申請要領

令和4年9月1日

嘉手納町 企画財政課 企画推進係

1 目的

この規則は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、利用者の減少など大きな影響を受けている公共交通事業者に対して、予算の範囲内において、嘉手納町公共交通運行継続支援給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、収益低迷等の厳しい経営環境にある公共交通事業者を支援し、安定的な公共交通の運行継続を図ることを目的とする。

2 定義

(1) 路線バス事業者

道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であって、令和4年4月1日時点において町内経由運行系統を有する法人公共交通事業者であり、同法第40条に規定する許可の取消し等を受けていないものをいう。

(2) タクシー事業者

道路運送法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送業を営業者であって、令和4年4月1日時点において町内に主たる事業所を有している法人公共交通事業者又は個人タクシー事業者であり、同法第40条に規定する許可の取消し等を受けていないものをいう。

3 対象事業者

給付金の給付の対象となる者は、路線バス事業者又はタクシー事業者であって、次の

(1)～(4)の要件を満たしている者とする。

(1) 申請の日（以下「申請日」という。）において、旅客を運送する事業に使用する自動車が、町内で運行していること。

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和4年4月から令和4年8月までのいずれかの月（以下「基準月」という。）の売上高が前年、前々年又は前々々年同月比で20パーセント以上減少していること。ただし、前年同月以後に開業していた場合は、基準月より前の月であって、月の初日から末日まで事業を営んでいた実績のある任意の月を、比較する月として設定することができるものとする。

(3) タクシー事業者にあつては、町内に事務所又は事業所を有し、かつ、今後も事業を継続していく意思があること。

(4) 前項の規定にかかわらず、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当し、又は暴力団と密接な関係を有する路線バス事業者又はタクシー事業者は、支給対象者とししない。

4 給付対象路線（路線バス事業者）

給付金の給付の対象となる運行系統は、町内にある路線バスの停留所を経由する運行系統をいう。

5 給付対象車両（タクシー事業者）

(1) 給付金の給付の対象となる車両（以下「給付対象車両」という。）は、令和4年9月1日時点において、事業に供される車両のうち、町内の営業所に配置されているもの。

(2) 申請日時点で「新型コロナウイルス感染症の影響により稼働しないこととなった事業用自動車の定期点検について」（令和2年4月2日付け府運監指第58号、府運陸交第164号、府運車安第181号）または「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」（令和2年4月22日付け事務連絡）による休車リストに記載のある車両については、給付対象外とする。

6 給付金の額

給付金の額は、次のとおりとする。

車両区分	給付金の額
路線バス	1系統あたり15万円
タクシー	1車両あたり30万円

7 申請手続き

(1) 申請期間：令和4年9月1日から令和4年12月28日まで

(2) 申請者：「3 対象事業者」の要件に該当する事業者の代表者に限る。

(3) 申請方法：「(4) 提出書類」をそろえて、以下の場所により申請すること。

【申請場所】

嘉手納町 企画財政課 企画推進係 嘉手納町公共交通運行継続支援給付金担当者

(4) 提出書類：以下のとおり。

①路線バス事業者

・嘉手納町公共交通運行継続支援給付金支給申請書（様式第1号）

・道路運送法第4条に規定する許可又は同法第15条の規定による届出その他事業の実施に必要な許認可証等の写し（申請日において現に有効であるものに限る。）

・税務署が収受したことの分かる申請日において最新の終了事業年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署への提出期限に到達しておらず、未申告の場合は、その前年度のもの）

・「3 対象事業者」(2)に掲げる要件を証明する、電子計算組織又は経理ソフトから抽出した売上データ、手書きで作成した売上台帳の写しその他売上高の減少が分かる書類

・給付金の振込先口座について、振込先金融機関、店舗名、口座番号及び口座名義（法人

名義が分かるものであって、漢字及びカナ表記が分かるもの)が確認できる書類の写し

②タクシー事業者(法人)

- ・嘉手納町公共交通運行継続支援給付金支給申請書(様式第1号)
- ・道路運送法第4条に規定する許可又は同法第15条の規定による届出その他事業の実施に必要な許認可証等の写し(申請日において現に有効であるものに限る。)
- ・税務署が収受したことの分かる申請日において最新の終了事業年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署への提出期限に到達しておらず、未申告の場合は、その前年度のもの)
- ・「3 対象事業者」(2)に掲げる要件を証明する、電子計算組織又は経理ソフトから抽出した売上データ、手書きで作成した売上台帳の写しその他売上高の減少が分かる書類
- ・給付金の振込先口座について、振込先金融機関、店舗名、口座番号及び口座名義(法人名義が分かるものであって、漢字及びカナ表記が分かるもの)が確認できる書類の写し
- ・申請する車両の車検証の写し(全車両分)。
- ・「5 給付対象車両(タクシー事業者)」(2)に該当する車両がある場合、沖縄総合事務局に提出した休車リスト

③タクシー事業者(個人)

- ・嘉手納町公共交通運行継続支援給付金支給申請書(様式第1号)
- ・道路運送法第4条に規定する許可又は同法第15条の規定による届出その他事業の実施に必要な許認可証等の写し(申請日において現に有効であるものに限る。)
- ・税務署が収受したことの分かる申請日において最新の終了事業年度に係る法人税確定申告書の写し(税務署への提出期限に到達しておらず、未申告の場合は、その前年度のもの)
- ・「3 対象事業者」(2)に掲げる要件を証明する、電子計算組織又は経理ソフトから抽出した売上データ、手書きで作成した売上台帳の写しその他売上高の減少が分かる書類
- ・給付金の振込先口座について、振込先金融機関、店舗名、口座番号及び口座名義(法人名義が分かるものであって、漢字及びカナ表記が分かるもの)が確認できる書類の写し
- ・申請する車両の車検証の写し(全車両分)。
- ・代表者の本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、保険証、パスポート等)の写し

(5) その他

給付金の支給回数は、1回限りとする。

8 給付の決定等

町長は「嘉手納町公共交通運行継続支援給付金支給申請書(様式第1号)」を受理し、給付金の給付決定をした場合は、「嘉手納町公共交通運行継続支援給付金支給決定通知書(様式第2号)」により申請者に通知するとともに、給付するものと決定した申請者に対

し指定の口座に振り込みにより給付するものとする。

9 不支給の決定

町長は、申請があったときは、申請要件及び提出書類について審査し、その結果が不適當（下記事項に一つでも該当するとき）と認められる場合は、「嘉手納町公共交通運行継続不支援給付金支給決定通知書（様式第3号）」により、申請者に通知する。

- (1) 給付要件に該当しない者が申請したとき。
- (2) 同一の給付対象車両で複数の申請をしたとき。
- (3) 書類等に虚偽の記載があるとき。
- (4) 誤字または脱字等により記載内容が不明確なとき
- (5) 町長は、給付金の支給の決定を行い、及び金融機関の口座への振込みの手続きを行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

10 給付金の返還

町長は、給付金の支給を受けた者（以下「受給者」という。）は、偽りその他不正の手段により給付金を受給した場合は、当該給付金を返還するものとする。

町長は、受給者が前項に該当する場合において、当該受給者から返還がないときは、通知書等により当該受給者に返還を求めるものとする。

11 受給権の譲渡又は担保の禁止

支給対象者は、給付金の支給を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

【お問い合わせ先】

嘉手納町 企画財政課 企画推進係 嘉手納町公共交通運行継続支援給付金担当者

電話：098-956-1111（内 233.231）

問合せ時間帯：平日の午前9時から午後5時まで。（正午～午後1時、休日、祝日は除く。）